閉止弁の基準

❶趣旨	消防法施行規則第19条第５項第19号イ(ハ)に規定する不活性ガス消火設備の閉止弁の基準を定めるもの。
❷構造及び機能	見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨を表示すること。 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。等
❸材質	さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は有効な防錆処理を施したものであること。等
❹耐圧試験	弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあっては3.75メガパスカルの水圧力を２分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。等
❺気密試験	弁を開放した状態で二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあっては2.3メガパスカルの窒素ガス圧力又は空気圧力を５分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。等
❻作動試験	(1)直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。(2)閉止の状態で閉止の旨の信号が発せられること。(3)開放の状態で開放の旨の信号が発せられること。
❼等価管長	起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合に、ボール弁（フルボアのものを除く。）にあっては、50メートル以下であること。等
❽表示	次の(1)～(5)を閉止弁の見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。 (1)製造者名又は商標、(2)製造年、(3)耐圧試験圧力値、(4)型式番号、(5)流体の流れ方向（流れ方向に制限のない場合は除く。）

ただし、令和6年3月31日までに設置されている閉止弁のうち、一定の要件を満たすものにあっては、❷～❽の一部に適合しない場合であっても、違反となりません。具体的には、次のとおりです。

閉止弁の設置時点 ＼ 閉止弁の基準	2	3	4	5	6	7	8
①既に閉止弁が設置されている場合	△ ※1				△ ※1		○
②令和5年3月31日までに新たに閉止弁を設置する場合							
③令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新たに閉止弁を設置する場合	△ ※2	○	○	○	△ ※2	○	○

○：全ての要件に適合する必要がある △：一部の要件に適合する必要がある

※1 ❷構造及び機能と❻作動試験に係る次の要件への適合が必要

一 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置が表示されているものであること。
二 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨が表示されているものであること。
三 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉するものであること。

※2 ❷構造及び機能と❻作動試験に係る次の要件への適合が不要

一 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。
二 閉止の状態で閉止の旨の信号が発せられること。
三 開放の状態で開放の旨の信号が発せられること。